ARCS COMPANY,LIMITED

最終更新日:2021年6月2日 株式会社アークス

代表取締役社長 横山 清

問合せ先:経営企画グループ TEL:011-530-1000

証券コード:9948

http://www.arcs-g.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

「地域のライフラインとして価値ある商品・サービスを低価格で提供し、豊かな暮らしに貢献します」

当社は、傘下の事業子会社を管理・統括する純粋持株会社として、当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化及びグループ企業価値の向上を経営上の最重要課題と位置付けております。コーポレート・ガバナンスの強化を実現するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築し、上場企業として公正かつ透明性を以って経営を行う姿勢を貫き、全てのステークホルダーに対して適時且つ適切に情報開示を行うと同時に、企業の社会的責任及び企業倫理の確立に向けた社内体制を整備することで、コンプライアンス経営を徹底して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4.招集通知の英訳】

当社は、当社株主のうち外国人株主が占める比率等を勘案し、現在のところ、招集通知の英訳を実施しておりません。今後につきましては、外国 人株主比率の動向等を踏まえ、引き続き検討して参ります。

【補充原則3-1-2.英語での情報開示】

当社は、当社株主のうち外国人株主が占める比率等を勘案し、現在のところ、英語での情報開示を実施しておりません。今後につきましては、外国人株主比率の動向等を踏まえ、引き続き検討して参ります。

【補充原則4-2-1.経営陣の報酬】

当社の取締役の報酬は、現在、固定報酬、業績連動報酬(賞与)及び退職慰労金により構成されております。株式報酬については、積極的に導入を図る企業がある一方、短期的な株価上昇への過度な傾斜等、功罪両面が指摘されております。当社は、各々のステークホルダーの立場を尊重し、ゴーイングコンサ・ンとして継続的に事業の成長、拡大を図ることを最優先と考え、現時点では、取締役への株式報酬制度を採用しておりません。また役員報酬等の検討に際しては、これを審議する任意の委員会を設置しておりませんが、取締役会において独立社外取締役及び社外監査役を交えて、審議及び決定しております。当社は、このような体制をもって、客観性・透明性ある手続に従い、報酬等が決定されていると考えております。これら課題については、継続して研究、検討を重ねつつ、引き続きより良い方策を追求して参ります。

【補充原則4-10-1.任意の委員会の活用】

当社は、役員の指名・報酬等を審議する任意の委員会を設置しておりませんが、代表取締役が取締役会に対して取締役候補者及び監査役会の同意を得た監査役候補者を提案し、取締役会は、独立社外取締役及び社外監査役を交えて、審議及び決定しております。また報酬についても、同様の手続きを経ております。当社は、このような体制をもって、指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性を十分に確保していると考えております。当社は、今後も引続き、独立社外取締役の関与プロセス(任意の諮問委員会設置等)を含め、より透明性の高い決定手続きを検討課題としてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

【原則1-4.政策保有株式】

1 政策保有株式に関する方針

(1)当社グループは、取引先企業との円滑かつ良好な取引関係の維持、サプライチェーンの確保等の中長期的な事業戦略上の観点から当社の企業価値の向上に資すると判断する場合に限り、政策保有株式を保有しております。

(2)当社は、当社グループが保有する政策保有株式の保有合理性について、お取引先企業との円滑かつ良好な取引関係の維持・サプライチェーンの確保など事業戦略に係る定性的な観点のほか、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、配当収益その他の経済合理性等の定量的な観点も踏まえて、取締役会において検証しております。検証の結果、保有の意義が薄れたと判断される株式については、株価の動向、市場への影響等を考慮のうえ売却を進めてまいります。

2 政策保有株式に係る議決権行使基準

当社は、政策保有株式の議決権の行使については、すべての議案に対して議決権を行使することとし、議案の内容のみならず、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断いたします。当社グループの企業価値及び株主価値を棄損するような議案等につきましては、会社提案・株主提案にかかわらず、肯定的な判断を行わないこととしております。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社は、取締役の利益相反取引・競業取引を取締役会の付議事項としており、取引毎に取締役会による事前承認を実施しております。 当社グループにおける関連当事者間の取引は、当社と関係会社との取引及び関係会社間の取引が主なものであります。その取引については、 当事者間の協議による取引契約書を作成し、関係部署が審査の上、稟議決裁等の必要な手続きを経て実施しております。

【原則2-6.アセットオーナー】

当社における企業年金の積立金の運用は、グループ各社が参加するアークスグループ企業年金基金により行われています。また、アークスグループ企業年金基金では、その年金資産の運用をスチュワードシップ・コードの受入を表明した信託銀行・生命保険会社に再委託しております。 当社は、基金が運用機関に対するモニタリングを適切に行えるように、運用執行理事や担当者を企業年金連合会等が主催する外部研修等に定 期的に参加させて業務知識の習得に努めさせるとともに、企業年金の運用に関する諮問機関として資産運用委員会を設け、基金制度運営面の向上も図っております。なお、年金資産の運用における投資先の選定やその議決権の行使については、委託先運用機関の判断基準に従っており、したがって、会社と受益者との間に生じる利益相反に該当する事項はございません。

【原則3-1.情報開示の充実】

- 1 当社グループの経営理念につきましては、当社のホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。
- 2 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート·ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「コーポレート·ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業 属性その他の基本情報」内、「1.基本的な考え方」に記載しております。

3 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」内、「1.機関構成・組織運営等に係る事項取締役報酬関係報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

4 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部選任・取締役候補の指名につきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なりスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランス等を考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しております。また、監査役候補の指名につきましては、財務・会計・法務に関する知見、当社事業分野に関する知見及び企業経営に関する多様な視点のバランスを考慮しながら、適材適所の観点より総合的に検討しております。また、代表取締役は、グループ各社を含む各方面より意見を聞き、業績、人格、識見等を総合的に勘案し、その責務にふさわしい人物を人選し、取締役会及び株主総会で審議し、決定しております。なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得ております。

経営陣幹部の解任の方針と手続きについては、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められる場合、法令もしくは定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループに重大な損失もしくは業務上の支障を生じさせた場合、会社の信用と名誉を傷つける行為をした場合等に該当した場合、独立社外取締役に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

5 取締役会が上記4を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明取締役及び監査役の個々の選解任・指名理由につきましては、株主総会招集ご通知参考書類において開示いたします。また、「株主総会招集ご通知」は株主の皆様にご郵送するとともに当社HPに掲載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-1-1.取締役会による経営陣への委任の範囲】

当社は、アークス取締役会付議規程において、当社及びグループ各社の取締役会付議事項(グループ各社が当社取締役会へ付議すべき事項を含みます)を定めており、会社法等の法令に定められた事項、定款に規定された事項及び重要な業務に関する事項(経営戦略に関する事項、年度事業計画、新規事業、組織再編及び一定額以上の設備投資等)につきましては、取締役会に付議すべきこととしております。また、当社及びグループ各社は、業務分掌及び職務権限に関わる社内規程において、経営陣の執行範囲を明確に定めております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性につきましては、金融商品取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としております。なお、 当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【補充原則4-11-1.取締役会の構成】

当社では、現在12名の取締役が就任しており、迅速に意思決定する規模として適切と考えております。そのメンバーは、国籍や人種、性別にとらわれず、事業経営に精通した方々であり、知識、経験、能力等様々な観点を考慮して構成しております。また、多様な知見を経営に活かすために、社外取締役を小売業界以外から招聘しております。取締役の選任に当たっては、今後も引き続き従来の員数・構成に関する考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4-11-2.取締役・監査役の他社兼任状況】

当社は、取締役・監査役の他の上場会社の役員との重要な兼任状況につきましては、当社ウェブサイトに掲載の「第60期定時株主総会招集ご通知」及び「第60期有価証券報告書」に記しておりますので、それぞれご参照ください。

【補充原則4-11-3.取締役会の実効性評価】

当社は、取締役会全体としての実効性に関する評価・分析について、取締役及び監査役に対して調査票を配布して、回答を得たのち、取締役会にて総括及び結果分析を行い、その結果抽出された課題に対しましては対策を講じることとしております。その集計結果を踏まえ取締役会において議論いたしました結果、当社の取締役会は、アンケートの全ての項目において概ね高い評価を得られており、実効性について重大な指摘はありませんでした。また、取締役会での審議について、各取締役の積極的な発言により議論が一層活性化している一方で、経営戦略に関する審議時間の十分な確保及び取締役会構成員の多様化等、今後の検討すべき事項も明らかになりました。当社取締役会は、本評価により抽出、共有化された課題について対応策を立案、実施するとともに、評価の枠組みや手法の改善に向けて継続的に検討を進めてまいります。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニング】

- 1 当社では、取締役及び監査役としての役割と責務を全うできる者を選任し、取締役会全体の実効性を高めることとしております。
- 2 それらを踏まえ、取締役に対して、善管注意義務・忠実義務をはじめとする法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図っております。また、全取締役及び全監査役に対して毎年1回2日間の役員合宿研修会を実施して、当社グループの経営課題等について討議を行い、加えて、外部講師や専門家を招聘しての講習会及び外部交流会等を通じて、必要な業務知識の習得を図っております。
- 3 社外取締役・社外監査役に対して、上記役員合宿研修会の他、毎月1回のグルーブ経営会議への出席に加え、適宜、各部署が個別に案件説明を行い、当社グループの機能、現状及び課題に関する理解の促進を図っております。

【原則5-1,株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

- 1 IR部門の担当役員が統括し、証券アナリスト・機関投資家及び個人投資家向けの決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を心がけております。
- 2 社内の関連部門は、株主・投資家との建設的な対話に資するよう、開示資料の作成や必要な情報の共有を図っております。
- 3 決算説明会の前後に、証券アナリスト・機関投資家の個別訪問を実施する他、国内外の投資家との電話会議による個別説明を実施しております。
- 4 対話において把握した株主の意見につきましては、必要に応じて、取締役会で報告することにより、取締役・経営陣及び関係部門へフィードバックする体制を整備しております。
- 5 決算発表前の一定期間につきましては、投資家との対話が行われることのないよう、IR 活動を制限しております。また、インサイダー情報の管理につきましては、関係者全員が内部者取引管理規程及び会社情報の適時開示に関する体制を遵守して、情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 ^{更新}



氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
横山 清	3,035,154	5.37
株式会社北海道銀行	2,533,972	4.48
有限会社丸治	1,437,131	2.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,436,700	2.54
株式会社北洋銀行	1,415,844	2.50
株式会社バローホールディングス	1,335,000	2.36
株式会社リテールパートナーズ	1,335,000	2.36
アークスグループ社員持株会	1,009,698	1.78
アークスグループ取引先持株会	997,602	1.76
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	993,919	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は自己株式を1,169,300株(発行済株式総数に対する所有株式の割合 2.02%)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名					ź	≩社と	:の関	係()			
K	属性	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
佐伯 浩	学者											
佐々木 亮子	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐伯 浩		北海道大学名誉教授	選任理由: 教育者・研究者としての幅広い見識と、大学の 副学長・総長等の豊富な組織運営の経験を有 しており、これらの経験や知見を活かしての当 社グループ経営全般に対する監視と有効な助 言を期待できるため。 独立役員に指定している理由: 当社との間に特別の利害関係を有しておらず、 一般株主と利益相反の生じるおそれがないた め。

選任理由:
企業経営に加えて行政職の経験を有しており、幅広い活動による経験や知見を活かしての当社グループ経営全般に対する監視と有効な助言を期待できるため。
独立役員に指定している理由:
当社との間に特別の利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況



当社の監査役及び監査役会は、会計監査人と連絡を密にし、情報交換を積極的に行っております。会計監査の際には事前に監査スケジュール等の監査計画について説明を受けると共に、監査結果について報告を受けております。また、監査役会の議事録の提出等、必要書類の提供も積極的に行っております。

当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、藤原明氏及び萩原靖之氏の2名であり、EY新日本有限責任監査法人に所属しております。 尚、当社の会計監査に係わる補助者は、公認会計士18名、その他17名で構成されており、また、当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融 商品取引法に基づく会計監査人に、EY新日本有限責任監査法人を起用し監査契約を締結しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する 同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

内部監査につきましては、当社の経営監査グループが社長直轄部署として、会計監査、業務監査を中心とするグループ全体の内部監査を管轄しております。経営監査グループは、年度の監査計画を監査役と連携の上作成し、内部監査実施後は監査調書を監査役へ提出し、監査役は、内容のチェックを都度行っております。また、内部監査の結果について毎月開催の監査役会で協議を行い、必要と認められた場合には、取締役と協議をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性					会	社と	の	関係	()				
K =	一	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	m
髙嶋 智	弁護士													
伊東 和範	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
髙嶋 智		有価証券上場規程に基づ〈独立役員に指 定しております。	選任理由: 弁護士事務所所長を務める弁護士として法務 に関する知見を有しており、法律面から公正な 監査及び助言や情報提供を行っていただくた め。 独立役員に指定している理由: 当社との間に特別の利害関係を有しておらず、 一般株主と利益相反の生じるおそれがないた め。
伊東 和範		同上。	選任理由: 国税局勤務の後、税理士事務所所長を務める 税理士として財務及び会計に関する知見を有 しており、税務・会計面から公正な監査及び助 言や情報提供を行っていただくため。 独立役員に指定している理由: 当社との間に特別の利害関係を有しておらず、 一般株主と利益相反の生じるおそれがないた め。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明^{更新}

当社及び各事業子会社における経営指標の達成度、各役員の役位及び職務の内容に応じた業績評価等を勘案し、役員賞与を支給することとし ております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額は1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び退職慰労金により構成されており、その内容は、次のとおりです。

(1)固定報酬

株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役会は、各役員の役位、同業他社や世間水準を総合的に勘案して決定し、支給しております。

(2)業績連動報酬(賞与)

当社及び各事業子会社における経営指標の達成度、各役員の役位及び職務の内容に応じた業績評価等を勘案し、株主総会における承認をいただいて支給しております。

(3)退職慰労金

各役員の役位別基準額及び在任年数等に基づき支給額を算定し、役員退任時に株主総会における承認をいただいて支給することとしております。

なお、固定報酬と業績連動報酬の支給割合については、報酬が、各役員に対して、当社及び事業子会社の企業価値向上に係るインセンティブとして機能するよう、同業他社における報酬水準等を勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を専門的にサポートする専従者は配置しておりませんが、必要に応じて経営監査グループをはじめとする関係部署が対応しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職·地位	業務内容	勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項

現在、「代表取締役等を退任した者」に該当する者はおりません。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、取締役会、グループ経営会議及び監査役会により、業務執行及び監査・監督を行っております。

(1)取締役会

取締役会は、取締役12名、うち社外取締役2名で構成されており、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、グループ経営に関する最高意思決定機関のメンバーとして、法令及び定款に定められた事項の他、経営方針や施策に係わる事項について積極的な意見交換と迅速な意思決定を行っております。

(2)グループ経営会議

グループ経営会議は、取締役、監査役、執行役員及び事業子会社の社長で構成されており、グループ内の重要事項に関する協議・検討を行うと共に、グループ各社間のコミュニケーションの統一及び情報の共有化を図っております。

(3)監査役会

監査役会は、監査役4名、うち社外監査役2名で構成されており、毎月1回の定例監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催しております。 また、監査役は、取締役会及びグループ経営会議等の重要会議に出席すると共に、監査役会で定めた職務の分担に従い、業務・財産の状況等 に関する調査及び取締役の業務執行に関する監査を行っております。

(4)会計監査

会計監査の適正さを確保するため、監査役会及び取締役会が、会計監査の報告を受ける他、会計監査人の選任及び報酬等に関して監督しております。

当社は、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任しており、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、藤原明氏(継続監査年数3年)及び萩原靖之氏(継続監査年数2年)の2名であり、また、当社の会計監査業務に係わる補助者は、公認会計士18名、その他17名で構成されております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の経営管理組織につきましては、経営上の最終意思決定は毎月開催する取締役会で行っておりますが、経営資源の使用権限に関する職務ごとの執行責任を明確にするため、執行役員制度を導入すると共に、グループ全体の重要事項についての討議を深める場として、当社の取締役、監査役、執行役員及び事業子会社の社長で構成するグループ経営会議を毎月開催し、グループ各社間のコミュニケーションの統一と徹底を図っております。

当社は、社外役員が取締役会、経営会議等の重要会議への出席や、監査役監査を実施することにより、経営監視機能は確保されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は従前より集中日(月末最終日の前日)を回避し、毎年5月下旬の然るべき日に株主 総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社はインターネットによる議決権の行使を第44期定時株主総会から採用しております。

2.IRに関する活動状況^{更新}

	補足説明	代表者 自身る説 明の無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は年1回、個人投資家向け説明会を実施し、業績や経営戦略について説明しております。前期は新型コロナウイルスの感染拡大防止が最優先と考え中止いたしましたが、前々期は2019年12月10日に札幌において説明会を開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリスト、機関投資家、業界マスコミ関係者等に対して、第2四半期、期末の決算発表後に説明会を実施しております。2021年2月期第2四半期につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、電話会議システムを使用したアナリスト向け説明会を2020年10月15日に開催いたしました。通期の説明会につきましても、電話会議システムを使用した説明会を2021年4月20日に開催いたしました。また、決算説明会の前後に、証券アナリスト、機関投資家に対し、電話会議による個別説明を実施いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に有価証券報告書、決算短信等の財務情報を掲載しているほか、各種の開示・リリース資料、会社概要、IRカレンダー、株価情報、第2四半期、通期の会社説明会の音声及び資料等のリンク先も設けております。なお、IR関連資料のURLはhttp://www.arcs-g.co.jp/ir/financial/material/であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、コーポレート部門経営企画グループであります。IR担当役員は、取締役副社長執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川公一が、IR事務連絡担当者は、経営企画グループゼネラルマネジャー 高野浩康が担当しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社は、「アークスグループ行動指針(ARCS WAY)」5項目のうちのひとつに、「私たちは常に、株主、お取引先、社員、家族を尊重し、誠実に対応します。」と定め、当社のステークホルダーに対する考え方、姿勢をグループの全従業員が共有し、実現できるよう努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	各地域でスーパーマーケット事業を行っている各事業会社が環境活動や地域社会への貢献活動に取り組んでおり、具体的には店頭での資源物回収や食品廃棄物削減などの環境保全活動、レジ袋収益金の寄付などを通じた社会貢献活動を実施しております。 これらの活動内容を当社ホームページに掲載しておりますので是非ご覧ください。
その他	ダイバーシティ推進プロジェクトについて アークスグルーブは「地域のライフラインとして価値ある商品・サービスを提供し、豊かな暮らしに貢献します」というグループ理念を実現するために、ダイバーシティ推進を重要な経営課題の一つとして捉え、2019年8月に「ダイバーシティ推進プロジェクト」を発足いたしました。本プロジェクトの活動を通じて多種多様な人材が能力を最大限発揮できる機会を提供し、多様化するお客様のニーズや、雇用環境の変化にも対応することで、アークスグループの持続的な成長を目指してまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性及び効率性の確保並びにリスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図るものとする。

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)当社は、持株会社として当社及び当社子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という)全体のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに関する基本事項の周知・徹底を図るため、グループ理念、同運営方針、「損得よりも善悪」をはじめとする同行動指針並びにアークス用語集等を主な内容とする「アークスグループ・フィロソフィー」を冊子としてまとめ、当社グループの全役職員に配布、携帯させ、グループ・ガバナンス及びグループ・コンプライアンスの強化に努める。
- (2)当社は、当社グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。同委員会において、アークスグループ・フィロソフィー等を活用し、役職員に対するコンプライアンスに関する教育、研修を実施し、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。
- (3)法令及び社内規程並びに社会的な規範に反する行為等を早期に発見し、是正することを目的とする社内報告体制として、社内担当者及び社外弁護士を直接の窓口とする内部通報システムを整備し、「内部通報規程」を定め、その運用を行う。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1)取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、重要な職務執行に係る情報が記載された文書及び電磁的記録を、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し管理すると共に、定められた保存期間中は閲覧可能な状態を維持する。
- (2)当社は、法令及び東京証券取引所の有価証券上場規程並びに社内規程である「内部者取引管理規程」の定めるところにしたがい、投資者に対する適時・適切な会社情報を開示する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)当社は、当社グループ全体の事業等に関するリスクを把握し管理するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、「リスク管理規程」によりリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に従いリスク管理体制及び管理手法を整備し、当社グループ全社にわたるリスクを総括的かつ個社別に管理する。
- (2)コンプライアンス·リスク管理委員会は、当社グループ主要企業各社の代表メンバーで構成される組織横断的な部署とし、リスク管理の状況を 定期的に取締役会に報告する。
- (3)当社は、不測の事態が生じ、またはその恐れがある場合に、役員及び使用人全員が適切に行動できるよう、連絡体制及び各種行動マニュアルを整備する。
- (4) 当社は、当社グループの役職員に対してリスク管理に関する教育及び研修を継続的に行う。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の 決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うと共に、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に意思決定を行う。
- (2)取締役会の決定に基づ〈業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程において、それぞれの責任 者及びその責任、並びに執行手続の詳細について定める。
- (3)当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能を強化するため、執行役員制度を導入するとともに、当社の取締役及び執行役員並びに事業子会社の取締役及び執行役員の任期を1年とし、経営環境の変化に機敏に対応すると共に、経営責任の明確化を図る。
- 5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
- 1)当社グループ各社は、当社の役員が当該会社の役員として出席する取締役会において、重要事項を決議、報告及び協議し、当社が定めた規程の基準に従い、当社取締役会に承認を求めまたは報告しなければならない。また、当社は、当社グループ全体の重要事項に関する検討・協議を深め、当社グループ及びグループ企業各社の経営情報を共有化し、課題認識を統一するため、当社の取締役、監査役、執行役員及びグループ企業各社の社長で構成する「グループ経営会議」を毎月1回定例開催するほか、適宜臨時に開催する。
- 2)当社は、当社及び当社子会社に損失の危険が発生した場合、直ちに、その内容、損失の程度及び影響等について、当社子会社から当社の 取締役、関係部署及びコンプライアンス・リスク管理委員会へ報告する体制を整備する。
- (2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) コンプライアンス・リスク管理委員会は、委員長を当社代表取締役社長として、当社グループ主要企業の役職員からも委員を指名し、当社グループ経営全体の観点から想定されるリスクを抽出し、それらへの対応策を協議及び決定する。また、重要と判断した事項、その他必要と認めた事項を審議し、当社取締役会へ報告する。
- 2) 当社グループ各社は、その事業規模、地域特性等を勘案し、リスク管理に関わる規程や地震対応マニュアル等を定め、また災害その他各種非常事態を想定した訓練等を実施し、損失の危険の管理や不測の事態に備える。
- 3) コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社グループ各社のリスク対応状況を一元的に管理する。
- (3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、持株会社として当社グループ全体の経営管理及び統括を行うため、「関係会社管理規程」、「グループ予算規程」及び「グループ経営会議規程」等の定めるところにしたがい、当社グループ全体の中長期経営計画及び経営戦略等を策定し、事業子会社の状況に応じて適切な管理・指導を行う。
- (4)当社グループ全体の重要事項に関する検討・協議を深め、当社グループ及びグループ企業各社の経営情報を共有化し、課題認識を統一するため、当社の取締役、監査役、執行役員及びグループ企業各社の社長で構成する「グループ経営会議」を毎月1回定例開催する他、適宜臨時に開催する。
- (5)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1)コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社グループ主要企業の役職員からも委員を指名し、当社グループ全体の観点から、情報を共有し、 審議を行う。
- 2)当社が設置する内部通報窓口については、当社グループ全体で共有し、当社グループの役職員が適宜通報可能な体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。
- (6)その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1)当社とグループ企業各社との間の取引条件が、当社グループ以外の第三者との取引内容と比較して、著し〈乖離しないよう、必要に応じて外部の専門家に相談し、確認を求める。
- 2)内部監査については、持株会社である当社に当社グループ全体の内部監査業務を担当する専任部署として、社長直轄の「経営監査グループ」を設置する。経営監査グループは、グループ企業各社から独立した立場で、グループ全体の業務監査の執行または管理を行う。
- 3) 当社グループは、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備、運用及び評価を継続的に行い、不備に対する必要な是正措置を講じる
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1)当社は、監査役の職務を補助するための専任組織としての監査役会事務局は設置していないが、監査役がその職務を補助すべき使用人について必要に応じて要請を行った場合には、当社の経営監査グループがその業務を担当する。
- (2)前記の経営監査グループの人員以外に、監査役が追加で人員の要請を行った場合には、当社は、必要な員数及び求められる資質について、監査役会と協議のうえ、適宜追加人員を監査役を補助する使用人として指名する。
- 7 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1)監査役の職務を補助すべき使用人は、当該職務の補助を行うに当たり、監査役以外の者から指揮命令を受けない。
- (2)当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動及び人事考課等について、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、了承を得ることとする。
- 8 監査役の第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1)第6号の使用人は、監査役に同行して取締役会その他の重要会議に出席し、または取締役や会計監査人との意見交換の場に参加することができる。加えて、必要に応じて、当社の費用負担により、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができる。
- (2) 当社は、第6号の使用人が円滑に業務を遂行できるよう、監査環境の整備に協力する。
- 9 当社の監査役への報告に関する体制
- (1)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1)監査役は、取締役会及びグループ経営会議等の重要会議体のほか、各種の案件会議及び委員会等に出席するものとし、重要な議事、稟議書等について随時その内容を監査役会に報告する。
- 2)前記1)にかかわらず、取締役等及び使用人は、当社の業務または業績に重要な影響を与える事項について監査役に都度報告することとし、 また、監査役は必要に応じて、取締役等及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (2) 当社の子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- 1)子会社の取締役は、監査役が出席する当社取締役会において、毎月、その営業の状況及び業績に重要な影響を与える事項を報告する。前記に関わらず、監査役は、必要に応じて、子会社の取締役等及び使用人に対して報告を求めることができる。
- 2) 当社の子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、その内容が重要と判断した場合、監査役に対して速やかに報告する。また、監査役から報告を求められた場合も、同様に速やかに報告する。
- 10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制 当社及びグループ各社は、前号の報告をした者の個人情報を保護し、当該報告を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱い も行わない。
- 11 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務処理に 係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務執行について生ずる費用の前払または償還等を請求した場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

- 12 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要な会議に出席する権限を有する。
- (2)当社は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役との意見交換、子会社の調査等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (3) 監査役会は、代表取締役、経営監査グループ及び会計監査人との間で、それぞれ定期的に意見交換会を開催し、取り分け経営監査グループ及び会計監査人との密接な連携を図ることで、監査役の監査の実効性確保を図る。
- 13 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社グループは、法令や社会規範を遵守せず、社会の秩序や市民生活を脅かす反社会的勢力とは、いかなる取引も行わないことを基本とする。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、担当部署が顧問弁護士、地元警察当局と連携を図り、毅然とした態度で接することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び傘下の事業会社では、「損得より善悪で判断します」をグループの行動指針の一つとして掲げ、自らの法令遵守態勢を明確にするとともに、法令や社会規範を遵守せず、社会の秩序や市民生活を脅かす反社会的勢力とは、いかなる取引も行わないことを基本としております。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、担当部署が顧問弁護士、地元警察当局と連携を図り、毅然とした態度で接することとしております。

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

買収防衛策については、2008年3月17日開催の取締役会において決議し、同年5月29日開催の第47期定時株主総会においてご承認いただきました。その後3年毎の定時株主総会において継続することをご承認いただき、2020年5月26日開催の第59期定時株主総会において改めて継続することをご承認いただきました。なお独立委員会委員には、堀達也氏、田中新一氏、及び髙嶋智氏が選任されております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示に係る社内体制の状況について

当社は投資者に対する適時・適切な会社情報を開示することを基本とし、社内規程(内部者取引管理規程)に従い、適時開示すべき情報を取り扱っており、担当業務は当社経営企画グループが情報取扱責任者(取締役副社長執行役員管理部門・コーポレート部門管掌)の統括の下、行っております。会社情報を開示する際は情報の内容によって、以下のような体制をとっております。

(1)当社に係る情報

決定事実に関する情報

決議を要する議案については、毎月開催される定例取締役会及び必要に応じて随時開催される臨時取締役会において決議、決定しております。 取締役会に付議する予定の議案内容は、情報取扱責任者を中心に、取締役会の事務局である総務グループと情報管理担当部署の経営企画グループ及び決算財務数値作成部署である財務・経理グループが連携して開示の必要性について検討いたします。開示が必要な場合は、東京証券取引所及び札幌証券取引所の適時開示規則に従い、取締役会決議後速やかに開示しております。

発生事実に関する情報

発生事実については、担当部署から情報取扱責任者及び経営企画グループに報告がなされ、開示の必要性について情報取扱責任者を中心に 検討を行い、開示が必要な場合は、東京証券取引所及び札幌証券取引所の適時開示規則に従い、速やかに開示手続きを行っております。 決算に関する情報

決算に関する情報は、財務・経理グループが決算財務数値を作成し、会計監査人による監査を経て、取締役会での決議、承認後、情報取扱責任 者の指示の下、経営企画グループが開示手続きを行っております。また業績予想の修正等については、財務・経理グループと経営企画グループ の協議を経て、取締役会での承認後速やかに開示することとしております。

(2)子会社に係る情報

子会社に係る決定事実、発生事実及び決算に関する情報等については、子会社の代表者(社長)より、子会社管理を統括する管理部門・コーポレート部門管掌取締役(情報取扱責任者)に対し、その内容を報告いたします。管理部門・コーポレート部門管掌取締役(情報取扱責任者)は、当該報告事項について、総務グループ、経営企画グループ、財務・経理グループとの検討を経て、必要に応じて当社の取締役会の承認を得ております。また、開示の必要性について、東京証券取引所の適時開示規則に従い検討のうえで、開示が必要な場合は、速やかに開示手続きを行っております。

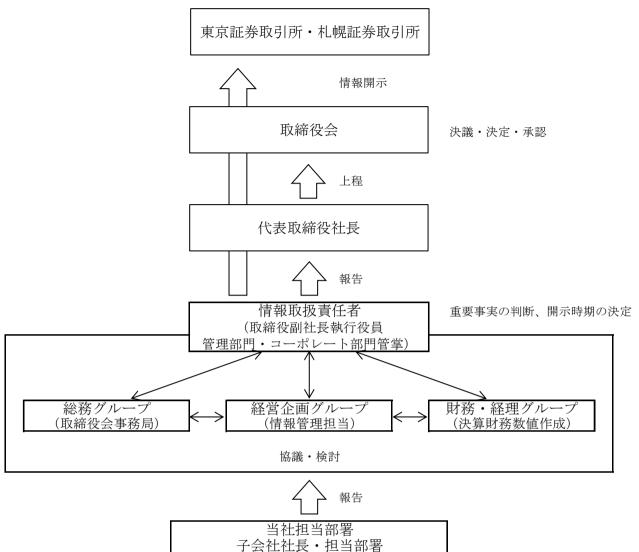
(3) 開示情報に対するチェック機能

決定事実、発生事実及び決算に関する情報等が適時開示基準に該当するか否かは、情報取扱責任者の統括の下、当社内部で判断いたしますが、その判断に当たっては、内容により顧問弁護士及び会計監査人等からの助言、指導を得て行っております。

(4)開示の方法

以上の会社情報に関する開示方法は、東京証券取引所のTDnetで行い、必要により東京及び札幌の記者クラブへ資料配布並びに記者会見を行っており、また同時に、当社ホームページに掲載しております。

【適時開示に係る社内体制】



当社担当部署 子会社社長・担当部署 会社情報(決定事実、発生事実、決算に 関する情報、その他重要事実)の発生